

青 梅 市 公 共 下 水 道
(多摩川流域下水道多摩川上流処理区関連)

事 業 計 画 変 更 協 議 申 出 書
(第 19 回 変 更)

令和 7 年度

東 京 都 青 梅 市

青 環 下 第 号
令 和 7 年 月 日

東京都知事 小池 百合子 様

青梅市長 大勢待 利 明

青梅市公共下水道（多摩川流域下水道多摩川上流処理区関
連）事業計画変更協議申出書について

標記について、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項にお
いて準用する同条第2項の規定により、関係書類ならびに図書を添えて協
議を申し出ます。

以 上

青 梅 市 公 共 下 水 道 (多摩川流域下水道多摩川上流処理区関連) 事 業 計 画 変 更 協 議 申 出 書

目 次

〔Ⅰ〕 青梅市公共下水道（多摩川流域下水道多摩川上流処理区関連）事業計画を変更する理由	・1
1 変更の理由	・2
2 下水道法事業計画の経緯	・3
〔Ⅱ〕 青梅市公共下水道（多摩川流域下水道多摩川上流処理区関連）事業計画変更協議申出書	・9
第1表 予定処理区域及び流域下水道との接続箇所調査	・10
第2表 吐 口 調 査	・12
第3表 管 渠 調 査	・13
第4表 ポンプ施設調査	・15
〔Ⅲ〕 青梅市公共下水道（多摩川流域下水道多摩川上流処理区関連）事業計画変更説明書	・19
1 事業計画の概要	・20
2 予定処理区域及びその周辺の地域の地形及び土地利用の状況	・21
2-1 地形及び土地利用状況	・21
2-2 下水の排除方式及びその決定の理由	・22
2-3 予定処理区域及びその決定の理由	・23
2-4 管渠及びポンプ場の位置の決定の理由	・25
3 計画下水量及びその算出の根拠	・28
3-1 人口及び人口密度並びにこれらの推定の根拠	・28
3-2 一人一日当たりの汚水の量及びその推定の根拠	・29
3-3 家庭下水、工場排水、地下水等の量及びこれらの推定の根拠	・29
3-4 処理分区域計画汚水量	・30
3-5 降雨量（降雨強度式を含む。）及びその決定の理由（主要な浸水被害の状況を含む。）	・33
3-6 流出係数及びその決定の理由	・34
3-7 主要な管渠の流量計算及びポンプ場の容量計算	・38

4	青梅市公共下水道（多摩川流域下水道多摩川上流処理区関連）から	
	流域下水道に流入する下水の予定水質並びにその推定の根拠	39
4-1	一般家庭下水の予定水質、汚濁負荷量及びその推定の根拠	39
4-2	工場排水の取扱い方針及び受け入れ工場排水の	
	予定水質及び汚濁負荷量並びにその推定の根拠	39
4-3	除害施設設置基準及びその決定の根拠	39
4-4	処理の対象外とする工場及び対象外とする理由	39
5	下水の放流先の状況	40
5-1	下水の放流先の平水位及び低水位、低水量の現状及び将来の見通し並びに名称	40
5-2	下水の放流先の現状水質及び測定時の流量並びに水質環境基準の類型	40
6	毎会計年度の工事費（維持管理に要する費用を含む。）の予定額及び予定財源	41
6-1	事業費総括表	41
6-2	下水道事業に関する財政計画書	42
6-3	財源に関する考え方	44
7	その他の書類	44
7-1	青梅市公共下水道（多摩川流域下水道多摩川上流処理区関連）の	
	設置、その管理に関する条例またはその案	44
7-2	施設の設置に関する方針	45
7-3	施設の機能の維持に関する方針	46
8	関係機関及び市町の意見の概要	47

〔Ⅰ〕青梅市公共下水道（多摩川流域下水道多摩川上流処理区関連）
事業計画を変更する理由

Ⅰ 変更の理由

青梅市の公共下水道事業は 18 回の事業計画変更を経て、汚水については、予定処理区 2,429ha のうち、組合施行の今井土地区画整理事業区域などを残し約 97.8%が整備済みとなっている。また、雨水は予定処理区域 540ha のうち約 49.8%が整備済みである。

第 19 回変更の事業計画では、「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画（令和 7 年 3 月）」（以下、流総計画）の人口統計に準じて計画汚水量の見直し及び事業の完了予定年度を令和 11 年度に延伸する。

2 下水道法事業計画の経緯

区 分	認可（協議）年月日	許可番号	内 容
当 初	昭和48年2月12日	47 首施調第 840 号の2	都市計画決定区域約2,075haのうち、事業計画区域368.20haの認可を受ける。 認可区域 (汚水) 368.20ha (新規) (雨水) 368.20ha (新規) 管渠延長 (汚水) 92,876m (新規) (雨水) 32,725m (新規) 汚水中継ポンプ場 4ヶ所 (新規) 新規 河辺第一汚水中継ポンプ場 河辺第二汚水中継ポンプ場 千ヶ瀬汚水中継ポンプ場 大柳汚水中継ポンプ場 事業年度 昭和48年2月12日～昭和52年3月31日
第1回変更	昭和52年3月30日	51 都市施調第 699 号の3	年度延伸 事業年度 昭和48年2月12日～昭和53年3月31日
第2回変更	昭和52年6月1日	52 都市施調第 140 号の3	都市計画決定の内容及び、事業計画区域368.20haに1,706.80haを追加し、汚水を2,075.00haに変更、雨水は廃止。年度延伸。 認可区域 (汚水) 2,075.00ha (拡張) (雨水) - (廃止) 管渠延長 (汚水) 450,398m (変更) (雨水) - (廃止) 汚水中継ポンプ場 21ヶ所 (新規18,廃止1,変更2) 新規 柚木第一汚水中継ポンプ場 柚木第二汚水中継ポンプ場 梅郷第一汚水中継ポンプ場 梅郷第二汚水中継ポンプ場 和田第一汚水中継ポンプ場 和田第二汚水中継ポンプ場 畑中第一汚水中継ポンプ場 畑中第二汚水中継ポンプ場 長淵第一汚水中継ポンプ場 長淵第二汚水中継ポンプ場 友田汚水中継ポンプ場 二俣尾第一汚水中継ポンプ場 二俣尾第二汚水中継ポンプ場 二俣尾第三汚水中継ポンプ場 日向和田第一汚水中継ポンプ場 日向和田第二汚水中継ポンプ場 根ヶ布汚水中継ポンプ場 北部汚水中継ポンプ場 廃止 河辺第一汚水中継ポンプ場 変更 千ヶ瀬汚水中継ポンプ場 大柳汚水中継ポンプ場 事業年度 昭和48年2月12日～昭和58年3月31日

区 分	認可（協議）年月日	許 可 番 号	内 容
第 3 回変更	昭和 53 年 9 月 16 日	53 都市施調第 525 号の 3	ポンプ場用地の見直し。 汚水中継ポンプ場 21ヶ所（変更 1） 変更 河辺汚水中継ポンプ場
第 4 回変更	昭和 56 年 6 月 2 日	56 都市施調第 147 号の 3	雨水事業計画区域 295.60ha の認可を受ける。 ポンプ場用地の見直し。年度延伸。 認可区域 （汚水） 2,075.00ha（変更なし） （雨水） 295.60ha（新規） 管渠延長 （汚水） 450,706m（変更） （雨水） 77,656m（新規） 汚水中継ポンプ場 21ヶ所（変更 2） 変更 長淵第二汚水中継ポンプ場（位置の変更） 北部汚水中継ポンプ場（町名の変更） 事業年度 昭和 48 年 2 月 12 日～昭和 63 年 3 月 31 日
第 5 回変更	昭和 59 年 3 月 23 日	58 都市施調第 1084 号	都市計画決定の内容に基づき、事業計画区域 2,075.00ha に 21.50ha を追加し、汚水を 2,096.50ha に変更。ポンプ場能力の変更。年度延伸。 認可区域 （汚水） 2,096.50ha（拡張） （雨水） 295.60ha（変更なし） 管渠延長 （汚水） 458,674m（変更） （雨水） 77,656m（変更なし） 汚水中継ポンプ場 21ヶ所（変更 12） 変更 柚木第一汚水中継ポンプ場 柚木第二汚水中継ポンプ場 梅郷第一汚水中継ポンプ場 梅郷第二汚水中継ポンプ場 和田第一汚水中継ポンプ場 和田第二汚水中継ポンプ場 畑中第一汚水中継ポンプ場 畑中第二汚水中継ポンプ場 友田汚水中継ポンプ場（位置の変更あり） 二俣尾第一汚水中継ポンプ場 二俣尾第三汚水中継ポンプ場 根ヶ布汚水中継ポンプ場 事業年度 昭和 48 年 2 月 12 日～昭和 64 年 3 月 31 日

区 分	認可（協議）年月日	許 可 番 号	内 容
第 6 回変更	昭和 61 年 2 月 25 日	60 都市施調第 981 号	雨水幹線の位置の変更、ポンプ場用地見直し。 年度延伸。 認可区域 (汚水) 2,096.50ha (変更なし) (雨水) 295.60ha (変更なし) 管渠延長 (汚水) 458,824m (変更) (雨水) 88,036m (変更) 汚水中継ポンプ場 21 ヶ所 (変更 3) 変更 畑中第一汚水中継ポンプ場 二俣尾第一汚水中継ポンプ場(町名の変更あり) 根ヶ布汚水中継ポンプ場 事業年度 昭和 48 年 2 月 12 日～昭和 66 年 3 月 31 日
第 7 回変更	平成 3 年 3 月 18 日	2 都市施調第 1015 号	都市計画決定の内容及び、事業計画区域 2,096.50ha に 49.60ha を追加し、汚水を 2,146.10ha に変更、ポンプ場用地見直し、ポンプ能力変更と追加。 年度延伸。 認可区域 (汚水) 2,146.10ha (拡張) (雨水) 295.60ha (変更なし) 管渠延長 (汚水) 471,195m (変更) (雨水) 88,036m (変更なし) 汚水中継ポンプ場 22 ヶ所 (新規 1, 変更 3) 新規 沢井汚水中継ポンプ場 変更 二俣尾第一汚水中継ポンプ場 千ヶ瀬汚水中継ポンプ場 柚木第二汚水中継ポンプ場 事業年度 昭和 48 年 2 月 12 日～平成 8 年 3 月 31 日
第 8 回変更	平成 6 年 12 月 26 日	6 都市施調第 223 号	汚水幹線の位置の変更（圏央道変更に伴う変更） 年度延伸。 認可区域 (汚水) 2,146.10ha (変更なし) (雨水) 295.60ha (変更なし) 管渠延長 (汚水) 473,185m (変更) (雨水) 88,036m (変更なし) 汚水中継ポンプ場 22 ヶ所 (変更なし) 事業年度 昭和 48 年 2 月 12 日～平成 11 年 3 月 31 日
第 9 回変更	平成 9 年 1 月 14 日	8 都市施調第 185 号	多摩川流域下水道（多摩川上流処理区）に分流式雨水（多摩川上流排水区）が創設されたことに伴い雨水排除計画を変更し、事業計画区域 295.60ha に 256.29ha を追加し、雨水を 551.89ha に変更。年度延伸。 認可区域 (汚水) 2,146.10ha (変更なし) (雨水) 551.89ha (拡張) 管渠延長 (汚水) 473,265m (変更) (雨水) 122,365m (変更) 汚水中継ポンプ場 22 ヶ所 (変更なし) 事業年度 昭和 48 年 2 月 12 日～平成 13 年 3 月 31 日

区 分	認可（協議）年月日	許 可 番 号	内 容
第10回変更	平成 13 年 1 月 24 日	12 都市施調第 301 号	事業計画区域面積を都市計画決定（第9回変更）の内容と整合させるため、汚水を 2,146ha から 2,119ha に、雨水を 552ha から 540ha に変更（区域の拡大はなし）。 計画フレームおよび計画諸元を実情に合せ変更。 年度延伸。 認可区域 （汚水） 2,119ha（変更） （雨水） 540ha（変更） 管渠延長 （汚水） 473,265m（変更なし） （雨水） 121,466m（変更） 汚水中継ポンプ場 22ヶ所（変更なし） 事業年度 昭和 48 年 2 月 12 日～平成 18 年 3 月 31 日
第11回変更	平成 15 年 7 月 15 日	15 都市施調第 284 号	流域下水道多摩川上流幹線へ接続する青梅市公共下水道幹線（分流式雨水）の施工に伴い、一部流下能力等を変更。 認可区域 （汚水） 2,119ha （変更なし） （雨水） 540ha （変更なし） 管渠延長 （汚水） 59,380m（変更：管渠調査より） （雨水） 8,830m（変更：管渠調査より） 汚水中継ポンプ場 22ヶ所（変更なし） 事業年度 昭和 48 年 2 月 12 日～平成 18 年 3 月 31 日
第12回変更	平成 18 年 3 月 9 日	17 都市基施第 571 号	雨水幹線の管種変更、青梅第一幹線、青梅第五幹線の一部廃止、ポンプ場廃止、ポンプ能力変更。 年度延伸。 認可区域 （汚水） 2,119ha （変更なし） （雨水） 540ha （変更なし） 管渠延長 （汚水） 47,380m（変更） （雨水） 8,810m（変更） 汚水中継ポンプ場 20ヶ所（変更1、廃止2） 変更 長淵第一汚水中継ポンプ場 廃止 沢井汚水中継ポンプ場（流域下水道へ移管） 二俣尾第三汚水中継ポンプ場 （マンホールポンプ化） 事業年度 昭和 48 年 2 月 12 日～平成 23 年 3 月 31 日
第13回変更	平成 18 年 12 月 26 日	18 都市基施第 545 号	事業計画区域 2,119ha に 194ha を追加し、汚水を 2,313ha に変更。 青梅第四幹線の一部追加、沢井幹線、長淵幹線、小曾木幹線、富岡污水圧送幹線、日影林幹線を新規追加、大門幹線の一部廃止、ポンプ場新設、ポンプ場廃止、ポンプ場能力変更。 年度延伸。 認可区域 （汚水） 2,313ha （変更） （雨水） 540ha （変更なし） 管渠延長 （汚水） 59,760m（変更） （雨水） 8,810m（変更なし） 汚水中継ポンプ場 20ヶ所（新規1、変更3、廃止1） 新規 富岡汚水中継ポンプ場 変更 二俣尾第二汚水中継ポンプ場 日向和田第二汚水中継ポンプ場 北部汚水中継ポンプ場 廃止 根ヶ布汚水中継ポンプ場 事業年度 昭和 48 年 2 月 12 日～平成 25 年 3 月 31 日

区 分	認可（協議）年月日	許 可 番 号	内 容
第14回変更	平成24年2月15日	23都市基施第991号	富岡污水圧送幹線の一部変更、富岡污水中継ポンプ場能力変更。 計画フレームおよび計画諸元を上位計画（多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画、流域下水道計画）に合せ変更。 認可区域 (汚水) 2,313ha (変更なし) (雨水) 540ha (変更なし) 管渠延長 (汚水) 59,760m (変更なし) (雨水) 8,810m (変更なし) 污水中継ポンプ場 20ヶ所(変更1) 変更 富岡污水中継ポンプ場 事業年度 昭和48年2月12日～平成25年3月31日
第15回変更	平成25年1月15日	24都市基調第814号	日影林幹線の一部変更。 計画フレームおよび計画諸元を上位計画（多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画、流域下水道計画）に合せ変更。 認可区域 (汚水) 2,367ha (変更) (雨水) 540ha (変更なし) 管渠延長 (汚水) 60,410m (変更) (雨水) 8,810m (変更なし) 污水中継ポンプ場 20ヶ所(変更1) 変更 友田污水中継ポンプ場 事業年度 昭和48年2月12日～平成28年3月31日
第16回変更	平成28年3月10日	27都市基調第1274号	事業計画面積の拡大変更。 認可区域 (汚水) 2,379ha (変更) (雨水) 540ha (変更なし) 管渠延長 (汚水) 60,410m (変更なし) (雨水) 8,810m (変更なし) 污水中継ポンプ場 20ヶ所(変更なし) 事業年度 昭和48年2月12日～平成33年3月31日
第17回変更	令和3年3月19日	2都市基調第1158号	事業計画の期間延伸。 認可区域 (汚水) 2,379ha (変更なし) (雨水) 540ha (変更なし) 管渠延長 (汚水) 60,410m (変更なし) (雨水) 8,810m (変更なし) 污水中継ポンプ場 20ヶ所(変更なし) 事業年度 昭和48年2月12日～令和7年3月31日
第18回変更	令和7年1月7日	6下流技計第315号	今井地区土地区画整理事業区域の市街化区域編入に伴い、汚水事業計画区域2,379haに50haを追加し、2,429haに変更。 事業計画の期間延伸。 認可区域 (汚水) 2,429ha (変更) (雨水) 540ha (変更なし) 管渠延長 (汚水) 60,820m (変更) (雨水) 8,810m (変更なし) 污水中継ポンプ場 20ヶ所(変更なし) 事業年度 昭和48年2月12日～令和8年3月31日

項 目		現 事 業 計 画			変 更 事 業 計 画		
事業期間		昭和48年2月12日～令和8年3月31日			昭和48年2月12日～令和12年3月31日		
予 定 処 理 区 域 面 積	青 梅 御 岳 処 理 分 区	4			4		
	青 梅 第 1-1 処 理 分 区	76			76		
	青 梅 第 1-2 処 理 分 区	23			23		
	青 梅 第 1-3 処 理 分 区	161			161		
	青 梅 第 1-4 処 理 分 区	59			59		
	青 梅 第 1-5 処 理 分 区	81			81		
	青 梅 第 1-6 処 理 分 区	12			12		
	青 梅 第 二 処 理 分 区	166			166		
	青 梅 第 三 処 理 分 区	534			534		
	青 梅 西 武 蔵 台 第 一 処 理 分 区	356			356		
	青 梅 藤 橋 処 理 分 区	890			890		
	瑞 穂 第 一 処 理 分 区	68			68		
	合 計	2,429			2,429		
(ha)							
計 画 夜 間 人 口	青 梅 御 岳 処 理 分 区	160			150		
	青 梅 第 1-1 処 理 分 区	2,940			2,790		
	青 梅 第 1-2 処 理 分 区	680			650		
	青 梅 第 1-3 処 理 分 区	8,490			8,040		
	青 梅 第 1-4 処 理 分 区	4,770			4,520		
	青 梅 第 1-5 処 理 分 区	7,060			6,680		
	青 梅 第 1-6 処 理 分 区	1,030			970		
	青 梅 第 二 処 理 分 区	10,560			10,010		
	青 梅 第 三 処 理 分 区	28,560			27,040		
	青 梅 西 武 蔵 台 第 一 処 理 分 区	25,840			24,470		
	青 梅 藤 橋 処 理 分 区	37,130			36,720		
	瑞 穂 第 一 処 理 分 区	3,030			2,870		
	合 計	130,250			124,910		
(人)							
計 画 昼 間 人 口	青 梅 御 岳 処 理 分 区	50			30		
	青 梅 第 1-1 処 理 分 区	2,560			1,780		
	青 梅 第 1-2 処 理 分 区	180			130		
	青 梅 第 1-3 処 理 分 区	4,310			2,990		
	青 梅 第 1-4 処 理 分 区	3,580			2,490		
	青 梅 第 1-5 処 理 分 区	3,960			2,750		
	青 梅 第 1-6 処 理 分 区	340			240		
	青 梅 第 二 処 理 分 区	6,670			4,630		
	青 梅 第 三 処 理 分 区	17,630			12,230		
	青 梅 西 武 蔵 台 第 一 処 理 分 区	13,240			9,190		
	青 梅 藤 橋 処 理 分 区	14,610			10,400		
	瑞 穂 第 一 処 理 分 区	2,580			1,790		
	合 計	69,710			48,650		
(人)							
1人1日 当り 汚水量 (μ /人/日)		日 平 均	日 最 大	時間最大	日 平 均	日 最 大	時間最大
	生 活 系	270	270×1.25	270×2.25	220	220×1.56	220×2.34
	都 市 活 動	150	150×1.25	150×2.25	150	150×1.56	150×2.34
計 画 汚 水 量	青 梅 御 岳 処 理 分 区	60	70	120	50	70	100
	青 梅 第 1-1 処 理 分 区	1,320	1,610	2,780	1,020	1,530	2,200
	青 梅 第 1-2 処 理 分 区	240	290	500	190	280	410
	青 梅 第 1-3 処 理 分 区	3,320	4,060	7,000	2,570	3,820	5,540
	青 梅 第 1-4 処 理 分 区	2,060	2,520	4,350	1,570	2,340	3,410
	青 梅 第 1-5 処 理 分 区	2,810	3,440	5,940	2,170	3,230	4,700
	青 梅 第 1-6 処 理 分 区	370	450	780	290	430	620
	青 梅 第 二 処 理 分 区	4,370	5,340	9,210	3,360	5,000	7,300
	青 梅 第 三 処 理 分 区	11,680	14,280	24,640	9,030	13,420	19,500
	青 梅 西 武 蔵 台 第 一 処 理 分 区	10,730	13,120	22,440	8,150	12,120	17,840
	青 梅 藤 橋 処 理 分 区	18,060	22,060	36,710	13,520	20,090	30,700
	瑞 穂 第 一 処 理 分 区	1,380	1,690	2,910	1,050	1,570	2,280
	合 計	56,400	68,930	117,380	42,970	63,900	94,600
(m^3 /日)							

〔Ⅱ〕 青梅市公共下水道（多摩川流域下水道多摩川上流処理区関連）
事業計画変更協議申出書

青梅市公共下水道管理者
（多摩川流域下水道関連）

青梅市長 大勢待 利明

工 事 の 着 手 の 年 月 日

昭和 48 年 2 月 12 日

工事の完了の予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

令和 12 年 3 月 31 日

(赤) 変更前

(黒) 変更後

(第 1-1 表) 予定処理区域及び流域下水道との接続箇所調書 (分流式污水)					
予定処理区域 の 面 積	2,429 ヘクタール		予定処理区域内 の 地 名	東 京 都 青 梅 市 区域は下水道計画一般図表示のとおり	
処 理 分 区 の 名 称	面 積 単 位 : ha	流域下水道 との 接 続 箇所の番号	流域下水道との 接続箇所の位置	接続する流域 下水道の幹線名	摘 要
青梅御岳 処理分区	4	タ-1-1'	青梅市 御岳本町	多摩川上流幹線	時間最大 Q=0.001m ³ /sec BOD 205mg/ℓ BOD 170mg/ℓ
青梅第 1-1 処理分区	76	タ-1-2	青梅市 沢井二丁目	多摩川上流幹線	時間最大 Q=0.032m ³ /sec Q=0.019m ³ /sec BOD 205mg/ℓ BOD 170mg/ℓ
青梅第 1-2 処理分区	23	タ-1-3	青梅市 沢井一丁目	多摩川上流幹線	時間最大 Q=0.006m ³ /sec Q=0.004m ³ /sec BOD 205mg/ℓ BOD 170mg/ℓ
青梅第 1-3 処理分区	161	タ-1-4	青梅市 森下町	多摩川上流幹線	時間最大 Q=0.081m ³ /sec Q=0.048m ³ /sec BOD 205mg/ℓ BOD 170mg/ℓ
青梅第 1-4 処理分区	59	タ-1-5	青梅市 住江町	多摩川上流幹線	時間最大 Q=0.050m ³ /sec Q=0.030m ³ /sec BOD 205mg/ℓ BOD 170mg/ℓ
青梅第 1-5 処理分区	81	タ-1-6	青梅市 東青梅五丁目	多摩川上流幹線	時間最大 Q=0.069m ³ /sec Q=0.041m ³ /sec BOD 205mg/ℓ BOD 170mg/ℓ
青梅第 1-6 処理分区	12	タ-1-7	青梅市 河辺町六丁目	多摩川上流幹線	時間最大 Q=0.009m ³ /sec Q=0.006m ³ /sec BOD 205mg/ℓ BOD 170mg/ℓ
青梅第二 処理分区	166	タ-1'	青梅市 河辺町六丁目	多摩川上流幹線	時間最大 Q=0.107m ³ /sec Q=0.064m ³ /sec BOD 205mg/ℓ BOD 170mg/ℓ

(赤) 変更前

(黒) 変更後

(第 1-1 表) 予定処理区域及び流域下水道との接続箇所調書 (分流式污水)					
予定処理区域 の 面 積	2,429 ヘクタール		予定処理区域内 の 地 名	東 京 都 青 梅 市 区域は下水道計画一般図表示のとおり	
処 理 分 区 の 名 称	面 積 単 位 : ha	流域下水道 との 接 続 箇所の番号	流域下水道との 接続箇所の位置	接続する流域 下水道の幹線名	摘 要
青 梅 第 三 処 理 分 区	534	—	—	羽村市 公共下水道	時間最大 Q=0.285m ³ /sec Q=0.171m ³ /sec BOD 205mg/ℓ BOD 170mg/ℓ (注)羽村市公共下水道を経て、多摩川上流幹線へ接続する。 接続箇所の番号は、ター 2 である。接続箇所の位置は、羽村市大字羽三丁目。
青梅西武蔵台 第一処理分区	356	ハ－ 1	羽村市 栄町三丁目	羽村幹線	時間最大 Q=0.260m ³ /sec Q=0.159m ³ /sec BOD 205mg/ℓ BOD 170mg/ℓ
青 梅 藤 橋 処 理 分 区	890	サ－ 1	青梅市 今井五丁目	残堀川幹線	時間最大 Q=0.425m ³ /sec Q=0.285m ³ /sec BOD 205mg/ℓ BOD 170mg/ℓ
瑞 穂 第 一 処 理 分 区	68	—	—	瑞穂町 公共下水道	時間最大 Q=0.034m ³ /sec Q=0.020m ³ /sec BOD 205mg/ℓ BOD 170mg/ℓ (注)瑞穂公共下水道を経て、残堀川幹線へ接続する。 接続箇所の番号は、サ－ 2 である。接続箇所の位置は、瑞穂町長岡長谷部中平。

(赤) 変更前

(黒) 変更後

(第1-2表) 予定排水区及び放流箇所調書(分流式雨水)					
予定排水区域の面積	39ヘクタール		予定排水区域内の地名	東京都青梅市 区域は下水道計画一般図表示のとおり	
排水区域の名称	面積 単位:ha	放流箇所の番号	放流箇所の位置	放流先の名称	摘要
多摩川北岸第三排水区	39	吐-1	青梅市 河辺町一丁目	多摩川	

(赤) 変更前

(黒) 変更後

(第1-2表) 予定排水区及び放流箇所調書(分流式雨水)					
予定排水区域の面積	501ヘクタール		予定排水区域内の地名	東京都青梅市 区域は下水道計画一般図表示のとおり	
排水区域の名称	面積 単位:ha	流域下水道との接続 箇所の番号	流域下水道との 接続箇所の位置	接続する流域 下水道の幹線名	摘要
多摩川第1-1 排水分区	195	青梅1	青梅市 末広町二丁目	多摩川上流 雨水幹線	初期雨水7mm/hr相当分の み流域下水道へ接続。 それを越える雨水は、吐-1 より多摩川へ放流。
多摩川第1-2 排水分区	103				
多摩川第2 排水分区	188	青梅2	青梅市 末広町一丁目		羽村市から1.31ha流入
多摩川第3 排水分区	15	—	—	羽村市 公共下水道	多摩川第2排水区より分割。 (注)羽村市公共下水道を経 て、多摩川上流雨水幹線へ接 続する。接続箇所の番号は、羽 村1である。接続箇所の位置 は、羽村市緑ヶ丘三丁目であ る。

(赤) 変更前

(黒) 変更後

(第2表) 吐 口 調 書						
排水区の名称	主 要 な 吐口の種類	主要な吐口の 番号又は名称	主要な吐口の 位 置	計 画 放 流 量	放 流 先 の 名 称	摘 要
多摩川北岸第三排水区 多摩川第1-1排水分区	分 流 式 雨 水 幹 線	吐-1	青梅市 河辺町一丁目	26,940	多 摩 川	

(赤) 変更前

(黒) 変更後

(第 3-1 表) 管 渠 調 査 (分流式汚水)				
処理分区 の名称	主要な管渠の内のり寸法 (単位 ミリメートル)	延 長 (単位 メートル)	点検箇所 の数	摘 要
青 梅 第 1-1 処 理 分 区	○300～○600	1,460	—	
青 梅 第 1-2 処 理 分 区	○200～○250	80	—	
青 梅 第 1-3 処 理 分 区	○250～○450	5,100	6 箇所 7 箇所	方法：マンホール内からの管内目視 頻度：5年に1回以上
青 梅 第 二 処 理 分 区	○200～○1,500	4,580	4 箇所	方法：マンホール内からの管内目視 頻度：5年に1回以上
青 梅 第 三 処 理 分 区	○150～○1,500	13,730	9 箇所 15 箇所	方法：マンホール内からの管内目視 頻度：5年に1回以上
青 梅 藤 橋 処 理 分 区	○200～○1,000	29,390	4 箇所 6 箇所	方法：マンホール内からの管内目視 頻度：5年に1回以上
青梅西武蔵台 第一処理分区	○250～○900	5,830	—	
瑞穂第一 処 理 分 区	○250～○400	650	—	
合 計		60,820	23 箇所 32 箇所	

(赤) 変更前

(黒) 変更後

(第 3-2 表) 管 渠 調 書 (分流式雨水)				
排水区 の名称	主要な管渠の内のり寸法 (単位 ミリメートル)	延 長 (単位 メートル)	点検箇所 の数	摘 要
多摩川北岸第三 排水区	○1,500～○1,800	60	—	
	小 計	60	—	
多摩川第 1-1 排水分区	○1,350～○3,250	3,670	—	
	□1,650×1,650～ □6,000×2,700	540	—	
	小 計	4,210	—	
多摩川第 1-2 排水分区	○2,200～○2,600	80	—	
	□1,200×1,200～ □3,000×2,100	1,620	—	
	小 計	1,700	—	
多摩川第 2 排水分区	○1,350～○3,000	2,000	—	
	□1,800×1,000～ □3,400×2,380	840	—	
	小 計	2,840	—	
合 計		8,810	—	

(赤) 変更前

(黒) 変更後

(第4表) ポンプ施設調書						
ポンプ施設の名称	処理分区の名称	ポンプ施設の位置	敷地面積 単位：a	1 分間の揚水量 単位：m ³		摘 要
				晴天時最大	雨天時最大	
大 柳 污水中継ポンプ場	青梅第二処理分区	大柳町	6.3	1.68	—	
千ヶ瀬 污水中継ポンプ場	〃	千ヶ瀬町六丁目	5.3	0.28	—	
河 辺 污水中継ポンプ場	〃	河辺町一丁目	3.0	0.55	—	
柚 木 第 一 污水中継ポンプ場	青梅第三処理分区	柚木町二丁目	6.3	2.12	—	
柚 木 第 二 污水中継ポンプ場	〃	柚木町一丁目	15.5	6.20	—	
梅 郷 第 一 污水中継ポンプ場	〃	梅郷五丁目	11.4	3.30	—	
梅 郷 第 二 污水中継ポンプ場	〃	梅郷三丁目	4.6	0.55	—	
和 田 第 一 污水中継ポンプ場	〃	和田町二丁目	5.6	0.22	—	
和 田 第 二 污水中継ポンプ場	〃	和田町一丁目	11.0	2.34	—	
畑 中 第 一 污水中継ポンプ場	〃	畑中三丁目	6.6	1.70	—	
畑 中 第 二 污水中継ポンプ場	〃	畑中二丁目	5.1	0.54	—	
長 淵 第 一 污水中継ポンプ場	〃	長淵七丁目	9.9	0.49	—	
長 淵 第 二 污水中継ポンプ場	〃	長淵三丁目	7.6	1.38	—	
友 田 污水中継ポンプ場	〃	友田町一丁目	10.0	3.70	—	
二俣尾第一 污水中継ポンプ場	青梅第1-2 処理分区	二俣尾五丁目	11.4	1.20	—	
二俣尾第二 污水中継ポンプ場	青梅第1-3 処理分区	二俣尾二丁目	9.2	3.36	—	
日向和田第一 污水中継ポンプ場	青梅第1-3 処理分区	日向和田三丁目	9.2	1.38	—	
日向和田第二 污水中継ポンプ場	青梅第1-3 処理分区	日向和田一丁目	12.3	4.08	—	
北 部 污水中継ポンプ場	青梅藤橋処理分区	今井二丁目	16.7	30.00	—	
富 岡 污水中継ポンプ場	〃	富岡一丁目	10.5	4.23	—	

(赤) 変更前

(黒) 変更後

ポンプ施設の敷地内の主要な施設					
ポンプ施設の名称	主要な施設の名称	数	構造	能力	摘要
大柳 汚水中継 ポンプ場 (既設)	沈砂池	2池	—	—	内予備1台
	汚水ポンプ	2台	汚水ポンプ	揚水量 1.68m ³ /min 揚水能力 1.80m ³ /min/台 揚程 35m	
	上屋	1棟	—	—	
	自家発電	1台	—	形式 ディーゼルエンジン	
千ヶ瀬 汚水中継 ポンプ場 (既設)	沈砂池	2池	—	—	内予備1台
	汚水ポンプ	2台	汚水ポンプ	揚水量 0.28m ³ /min 揚水能力 0.28m ³ /min/台 揚程 21m	
	上屋	1棟	—	—	
	自家発電	1台	—	形式 ディーゼルエンジン	
河辺 汚水中継 ポンプ場 (既設)	沈砂池	2池	—	—	内予備1台
	汚水ポンプ	2台	汚水ポンプ	揚水量 0.55m ³ /min 揚水能力 0.55m ³ /min/台 揚程 19m	
	上屋	1棟	—	—	
	自家発電	1台	—	形式 ディーゼルエンジン	
柚木第一 汚水中継 ポンプ場 (既設)	沈砂池	2池	—	—	内予備1台
	汚水ポンプ	3台	汚水ポンプ	揚水量 2.12m ³ /min 揚水能力 1.10m ³ /min/台 揚程 34m	
	上屋	1棟	—	—	
	自家発電	1台	—	形式 ディーゼルエンジン	
柚木第二 汚水中継 ポンプ場 (既設)	沈砂池	2池	—	—	内予備1台
	汚水ポンプ	3台	汚水ポンプ	揚水量 6.20m ³ /min 揚水能力 3.10m ³ /min/台 揚程 41m	
	上屋	1棟	—	—	
	自家発電	1台	—	形式 ディーゼルエンジン	
梅郷第一 汚水中継 ポンプ場 (既設)	沈砂池	2池	—	—	内予備1台
	汚水ポンプ	3台	汚水ポンプ	揚水量 3.30m ³ /min 揚水能力 1.70m ³ /min/台 揚程 18m	
	上屋	1棟	—	—	
	自家発電	1台	—	形式 ディーゼルエンジン	
梅郷第二 汚水中継 ポンプ場 (既設)	沈砂池	2池	—	—	内予備1台
	汚水ポンプ	2台	汚水ポンプ	揚水量 0.55m ³ /min 揚水能力 0.60m ³ /min/台 揚程 8m	
	上屋	1棟	—	—	
	自家発電	1台	—	形式 ディーゼルエンジン	

(赤) 変更前

(黒) 変更後

ポンプ施設の敷地内の主要な施設					
ポンプ施設の名称	主要な施設の名称	数	構造	能力	摘要
和田第一 汚水中継 ポンプ場 (既 設)	沈 砂 池	2 池	—	—	内予備 1 台
	汚水ポンプ	2 台	汚 水 ポンプ	揚 水 量 0.22m ³ /min 揚水能力 0.60m ³ /min/台 揚 程 8m	
	上 屋	1 棟	—	—	
	自家発電	1 台	—	形式 ディーゼルエンジン	
和田第二 汚水中継 ポンプ場 (既 設)	沈 砂 池	2 池	—	— ²	内予備 1 台
	汚水ポンプ	3 台	汚 水 ポンプ	揚 水 量 2.34m ³ /min 揚水能力 1.20m ³ /min/台 揚 程 18m	
	上 屋	1 棟	—	—	
	自家発電	1 台	—	形式 ディーゼルエンジン	
畑中第一 汚水中継 ポンプ場 (既 設)	沈 砂 池	2 池	—	—	内予備 1 台
	汚水ポンプ	3 台	汚 水 ポンプ	揚 水 量 1.70m ³ /min 揚水能力 0.90m ³ /min/台 揚 程 27m	
	上 屋	1 棟	—	—	
	自家発電	1 台	—	形式 ディーゼルエンジン	
畑中第二 汚水中継 ポンプ場 (既 設)	沈 砂 池	2 池	—	—	内予備 1 台
	汚水ポンプ	2 台	汚 水 ポンプ	揚 水 量 0.54m ³ /min 揚水能力 0.60m ³ /min/台 揚 程 26m	
	上 屋	1 棟	—	—	
	自家発電	1 台	—	形式 ディーゼルエンジン	
長淵第一 汚水中継 ポンプ場 (既 設)	沈 砂 池	2 池	—	—	内予備 1 台
	汚水ポンプ	2 台	汚 水 ポンプ	揚 水 量 0.49m ³ /min 揚水能力 0.49m ³ /min/台 揚 程 21m	
	上 屋	1 棟	—	—	
	自家発電	1 台	—	形式 ディーゼルエンジン	
長淵第二 汚水中継 ポンプ場 (既 設)	沈 砂 池	2 池	—	—	内予備 1 台
	汚水ポンプ	3 台	汚 水 ポンプ	揚 水 量 1.38m ³ /min 揚水能力 0.69m ³ /min/台 揚 程 19m	
	上 屋	1 棟	—	—	
	自家発電	1 台	—	形式 ディーゼルエンジン	

(赤) 変更前

(黒) 変更後

ポンプ施設の敷地内の主要な施設					
ポンプ施設の名称	主要な施設の名称	数	構造	能力	摘要
友田 汚水中継 ポンプ場 (既設)	沈砂池	2池	—	—	内予備1台
	汚水ポンプ	3台	汚水ポンプ	揚水量 3.70m ³ /min 揚水能力 1.85m ³ /min/台 揚程 28m	
	上屋	1棟	—	—	
	自家発電	1台	—	形式 ディーゼルエンジン	
二俣尾第一 汚水中継 ポンプ場 (既設)	沈砂池	2池	—	—	内予備1台
	汚水ポンプ	3台	汚水ポンプ	揚水量 1.20m ³ /min 揚水能力 0.60m ³ /min/台 揚程 19m	
	上屋	1棟	—	—	
	自家発電	1台	—	形式 ディーゼルエンジン	
二俣尾第二 汚水中継 ポンプ場 (既設)	沈砂池	2池	—	—	内予備1台
	汚水ポンプ	3台	汚水ポンプ	揚水量 3.36m ³ /min 揚水能力 1.68m ³ /min/台 揚程 28m	
	上屋	1棟	—	—	
	自家発電	1台	—	形式 ディーゼルエンジン	
日向和田第一 汚水中継 ポンプ場 (既設)	沈砂池	2池	—	—	内予備1台
	汚水ポンプ	2台	汚水ポンプ	揚水量 1.38m ³ /min 揚水能力 1.38m ³ /min/台 揚程 33m	
	上屋	1棟	—	—	
	自家発電	1台	—	形式 ディーゼルエンジン	
日向和田第二 汚水中継 ポンプ場 (既設)	沈砂池	2池	—	—	内予備1台
	汚水ポンプ	3台	汚水ポンプ	揚水量 4.08m ³ /min 揚水能力 2.04m ³ /min/台 揚程 44m	
	上屋	1棟	—	—	
	自家発電	1台	—	形式 ディーゼルエンジン	
北部 汚水中継 ポンプ場 (既設)	沈砂池	2池	—	—	内予備1台
	汚水ポンプ	3台	汚水ポンプ	揚水量 30.00m ³ /min 揚水能力 15.00m ³ /min/台 揚程 25m	
	上屋	1棟	—	—	
	自家発電	1台	—	形式 ディーゼルエンジン	
富岡 汚水中継 ポンプ場 (既設)	沈砂池	2池	—	—	内予備1台
	汚水ポンプ	3台	汚水ポンプ	揚水量 4.23m ³ /min 揚水能力 2.12m ³ /min/台 揚程 85m	
	上屋	1棟	—	—	
	自家発電	1台	—	形式 ディーゼルエンジン	

〔Ⅲ〕 青梅市公共下水道（多摩川流域下水道多摩川上流処理区関連）
事業計画変更説明書

I 事業計画の概要

本計画は、表 I-1 に全体計画及び事業計画の概要を示す。

表 I-1 全体計画及び事業計画の概要

項 目		全 体 計 画	事 業 計 画	
排 除 方 式		分 流 式	分 流 式	
計 画 区 域 (ha)	汚 水	2,622	2,429	
	雨 水	2,276	540	
計 画 人 口 (人)	夜 間	93,110	124,910	
	昼間就業	39,050	48,650	
1人1日当り汚水量 (ℓ/人・日)	生 活	220×1.56	220×1.56	日最大
	都市活動	150×1.56	150×1.56	
生 活 汚 水 量 (m ³ /日)		31,900	42,950	日最大
都市活動汚水量 (m ³ /日)		9,140	11,450	日最大
工 場 排 水 量 (m ³ /日)		3,590	3,590	日最大
地 下 水 量 (m ³ /日)		4,470	5,780	日最大汚水量の10%
観 光 汚 水 量 (m ³ /日)		—	—	都市活動汚水量に含む
計 画 汚 水 量 (m ³ /日)		49,100	63,900	日最大
雨 水 流 出 量 算 定 式		合 理 式	合 理 式	
降 雨 強 度 (mm/hr)		$I = \frac{5,000}{t + 40}$	$I = \frac{5,000}{t + 40}$	
流 出 係 数		0.50~0.60	0.60	

2 予定処理区域及びその周辺の地域の地形及び土地利用の状況

2-1 地形及び土地の利用状況

(1) 地形

青梅市は標高 130m から 1,100m の間に位置している。市街地、集落及び田畑のほとんどは 130～200m の間に分布し、他は山岳地帯である。市の北境は、天目山（奥多摩町・埼玉県秩父市境にあたる）より東走する仙元山脈最東端の高水三山（高水山、惣岳山及び岩茸石山を指す）と、そこから東へなだらかに移行する加治丘陵で形成され、市の南境は、多摩川南岸の御岳山脈を西端として、東へ起伏しながら派生する草花丘陵が形づく。この南北二つの丘陵帯は、西から東へ向かって扇状に広がり、その間に多摩川流域と荒川流域（成木、黒沢、北小曾木及び霞川）の分水嶺となる青梅扇状台地を形成している。予定処理区域は、霞川流域を含んだ青梅扇状台地と、多摩川に沿って市西部にいたる市街地を中心とした地域である。

(2) 土地の用途

① 地目別土地利用の現況

本市の地目別土地利用現況を表 2-1 に示す。

表 2-1 地目別土地利用現況（令和 5 年 1 月 1 日現在）

単位:ha

宅 地	田	畑	山 林	原 野	池沼、 雑種地	その他	計
1,278	20	416	3,414	525	376	4,302	10,331

② 土地利用計画

令和 5 年 8 月の都市計画変更を踏まえた都市計画用途地域は、表 2-2 に示すとおりである。

表 2-2 都市計画用途地域

単位:ha

市 街 化 区 域	第一種低層住居専用地域	833.0
	第二種低層住居専用地域	64.0
	第一種中高層住居専用地域	363.9
	第二種中高層住居専用地域	50.1
	第一種住居地域	295.2
	第二種住居地域	20.1
	近隣商業地域	110.1
	商業地域	26.4
	準工業地域	265.2
	工業地域	158.0
	工業専用地域	56.4
市街化調整区域	小計	2,242.4
	第一種低層住居専用地域	18.4
	未指定	8,069.1
	小計	8,087.5
計		10,329.9

表 2-1 と表 2-2 の面積合計値が異なるのは、測量方法の変更によるものである。

（平成 26 年 10 月 1 日より新面積値 10,331ha。行政区境界の変更はなし。）

2-2 下水の排除方式及びその決定の理由

本計画区域は、多摩川流域下水道事業計画区域に含まれており、青梅市全体が分流式として計画されている。したがって、本事業計画における下水排除方式は、分流式を採用する。なお、分流式の雨水整備は、単に浸水対策事業のみに止めることは避け、広い視野から促進していくことを原則に、以下の基本方針を持って事業化を試みることにする。

- ◆ 雨水整備計画は、従来下水道整備における「雨水は速やかに排除する」という基本概念を見直し、貯留浸透施設を下水道システムに取り入れた『雨水流出抑制型下水道』を基本とする。
- ◆ 多摩川上流域の雨水整備計画については、多摩川流域下水道（多摩川上流排水区）として策定する。
- ◆ 雨水流出抑制による治水効果とともに、貯留による雨水の再利用や、浸透による地下水の涵養等、水辺環境効果を積極的に活かしていく。
- ◆ 雨水流出抑制事業の推進を図るため、貯留浸透施設については主として屋根雨水を対象として、青梅市全体に普及するよう努めていく。
- ◆ 雨水整備は、公費負担の考え方にたって、市が行う。
- ◆ 雨水整備計画の骨格

本市の雨水整備事業の骨格を整理すると、次の3本の柱により構成されることになる。

第1の柱：浸水の解消
第2の柱：雨水の地下還元
第3の柱：雨水の利用

前記の3本柱の内容は次のように整理される。

表2-3 雨水整備事業の骨格

項目	事業内容
第1の柱 (浸水の解消)	・ 公共下水道管渠整備 ・ 貯留施設の設置 ・ 浸透施設の設置 公共施設浸透、透水性舗装、 宅地内浸透、開発行為浸透、 大規模民間開発浸透
第2の柱 (雨水の地下還元)	・ 浸透施設の設置 公共施設浸透、透水性舗装、 宅地内浸透、開発行為浸透、 大規模民間開発浸透
第3の柱 (雨水の利用)	・ 親しみのある水環境

2-3 予定処理区域及びその決定の理由

雨水の予定排水区域は、多摩川流域下水道（多摩川上流排水区）事業計画区域と多摩川北岸第三排水区の一部、約 540ha とする。

また、多摩川上流排水区は、4 つの排水分区に分割している。

表2-4 処理分区別計画面積

単位:ha

処 理 分 区 名	全体計画	事業計画 整数	事業計画 実数	概 要
青梅第 1-1 処理分区	76	76	75.91	
青梅第 1-2 処理分区	23	23	22.28	
青梅第 1-3 処理分区	161	161	160.55	
青梅第 1-4 処理分区	59	59	59.43	
青梅第 1-5 処理分区	81	81	81.20	
青梅第 1-6 処理分区	12	12	12.12	
青梅第二処理分区	166	166	166.22	
青梅第三処理分区	534	534	534.23	羽村市公共下水道 を経て、多摩川流 域下水道多摩川上 流幹線へ接続
青梅西武蔵台 第一処理分区	356	356	355.44	
青梅藤橋処理分区	1,038	890	889.71	
瑞穂第一処理分区	87	68	68.27	瑞穂町公共下水道 を経て、多摩川流 域下水道残堀川幹 線へ接続
瑞穂第三処理分区	25	—	—	
青梅御岳処理分区	4	4	3.90	
計	2,622	2,429	2,429.26	

表2-5 排水区別計画面積

単位:ha

排水区名		全体計画	事業計画 整数	事業計画 実数	概要
多摩川南岸第一排水区		200	—	—	
多摩川南岸第二排水区		158	—	—	
多摩川南岸第三排水区		40	—	—	
鳶巣川排水区		46	—	—	
大荷田川排水区		50	—	—	
多摩川北岸第一排水区		159	—	—	
多摩川北岸第二排水区		112	—	—	
多摩川北岸第三排水区		179	39	39.28	
多摩川上流排水区	多摩川第1-1排水分区	195	195	194.73	
	多摩川第1-2排水分区	103	103	102.69	
	多摩川第2排水分区	188	188	188.46	
	多摩川第3排水分区	15	15	15.34	
残堀川第一排水区		102	—	—	
残堀川第二排水区		27	—	—	
矢端川排水区		214	—	—	
霞川第一排水区		89	—	—	
霞川第二排水区		116	—	—	
霞川第三排水区		283	—	—	
計		2,276	540	540.50	

2-4管渠及びポンプ場の位置の決定の理由

(1)管渠施設（污水）

予定処理区域は全域が多摩川流域下水道事業計画区域に含まれており、処理区域内の污水は、多摩川上流、羽村及び残堀川のそれぞれの流域幹線に流入する。また、青梅第三処理分区は羽村市公共下水道を経て多摩川上流幹線へ、瑞穂第一処理分区は瑞穂町公共下水道を経て残堀幹線へ流入する。したがって、処理区域内の污水排水系統は、地形条件を充分考慮し、速やかに流域幹線へ接続する計画である。

表2-6 汚水幹線の概要

名 称		位 置		区 域		備 考
		起 点	終 点	管径又は幅員 (m)	延 長 (m)	
分 流 式 汚 水	柚 木 幹 線	柚木町一丁目	柚木町三丁目	0.3	960	羽村市公共下水道を経て、 多摩川上流幹線へ接続
	多摩川南岸幹線	羽村市 羽西三丁目	柚木町一丁目	1.5～0.3	9,390	
	梅 郷 幹 線	梅郷三丁目	梅郷五丁目	0.3～0.2	1,120	
	友田第一幹線	友田町一丁目	友田町一丁目	0.3	510	
	友田第二幹線	友田町二丁目	友田町一丁目	0.3	1,040	
	二俣尾幹線	二俣尾二丁目	二俣尾二丁目	0.4～0.3	570	
	日向和田幹線	日向和田一丁目	二俣尾二丁目	0.5～0.3	2,740	
	青梅第一幹線	森下町	日向和田一丁目	0.5～0.4	1,800	
	青梅第二幹線	河辺町六丁目	大柳町	1.5～0.2	4,340	
	青梅第三幹線	千ヶ瀬町六丁目	千ヶ瀬町六丁目	0.4	250	
	青梅第四幹線	沢井二丁目	御岳本町	0.6～0.3	1,460	
	沢 井 幹 線	沢井一丁目	沢井一丁目	0.3～0.2	80	
	東 部 幹 線	末広町一丁目	野上町三丁目	0.9～0.3	3,540	羽村幹線へ接続
	霞 台 幹 線	新町一丁目	野上町四丁目	0.6～0.3	870	
	新 町 幹 線	新町四丁目	新町五丁目	0.3	870	
	末 広 幹 線	末広町一丁目	末広町一丁目	0.4	540	
	端 野 幹 線	瑞穂町大字長岡 下師岡字桜木	新町七丁目	0.4～0.3	640	瑞穂町公共下水道を経て、 残堀川幹線へ接続
	北部第一幹線	今井二丁目	大門一丁目	1.0～0.3	4,020	
	北部第二幹線	今井五丁目	今井二丁目	0.8～0.7	2,640	残堀川幹線へ接続
	大 門 幹 線	谷 野	根ヶ布二丁目	0.8～0.2	3,420	
	今井第一幹線	今井一丁目	藤橋二丁目	0.4～0.3	1,100	
	今井第二幹線	今井二丁目	藤橋二丁目	0.8～0.3	1,620	
	今井第三幹線	今井四丁目	今井四丁目	0.2	410	
	中部第一幹線	今井五丁目	今寺三丁目	0.7～0.3	3,460	
	中部第二幹線	新町六丁目	新町五丁目	0.4	970	
	中部第三幹線	今井三丁目	今寺五丁目	0.3	570	
	長 淵 幹 線	長淵七丁目	長淵五丁目	0.3	750	
	小 曾 木 幹 線	富岡一丁目	黒沢三丁目	0.5～0.2	4,820	
	富岡污水圧送幹線	今井五丁目	富岡一丁目	0.4～0.3	5,500	
	日 影 林 幹 線	富岡三丁目	富岡二丁目	0.3	740	
幹 線 計				1.5～0.2	60,740	

(2)ポンプ施設（污水）

本市は、地形上自然流下によって排水することが困難な地区が多く、自然流下が可能な地点まで圧送するため、ポンプ場を設置した。事業計画区域内には 20 箇所の污水中継ポンプ場を計画し、現在、ポンプ施設として稼働している。

(3)管渠施設（雨水）

予定排水区域の放流先であった、旧東部都市下水路の能力を考慮し、一部の雨水を多摩川へ分水するよう計画した。なお、路面、屋根等に堆積した塵埃による水質汚濁防止の観点から、初期降雨（7 mm程度）の雨水は多摩川上流雨水幹線へ、それ以上の雨は多摩川へ直接放流する計画である。

表2-7 雨水幹線の概要

名 称		位 置		区 域		備 考
		起 点	終 点	管径又は幅員 (m)	延 長 (m)	
分 流 式 雨 水	河 辺 幹 線	河辺町六丁目	河辺町六丁目	1.8～1.5	60	
	霞 台 放 流 渠	河辺町一丁目	河辺町八丁目	6.0～3.0	1,120	多摩川へ放流
	新 町 放 流 渠	河辺町八丁目	新町三丁目	2.0～1.8	720	
	霞台第一幹線	河辺町八丁目	野上町三丁目	2.6～1.7	780	
	霞台第二幹線	河辺町八丁目	野上町四丁目	2.2～1.4	1,220	
	新 町 幹 線	新町三丁目	新町二丁目	2.1～1.5	380	
	中 部 幹 線	末広町二丁目	今寺五丁目	3.0～1.2	1,680	多摩川上流雨水幹線へ 接続
	東部第一幹線	末広町一丁目	新町五丁目	3.4～1.5	2,110	多摩川上流雨水幹線へ 接続
	東部第二幹線	新町七丁目	新町六丁目	1.7～1.4	520	
	末広第二幹線	末広町一丁目	末広町二丁目	1.8～1.7	200	
幹 線 計				6.0～1.2	8,790	

3計画下水量及びその算出の根拠

3-1人口及び人口密度並びにこれらの推定の根拠

(1)計画人口

全体計画人口は、流総計画の令和31年度の計画人口に基づき、夜間93,110人、昼間就業39,050人とする。事業計画人口は、流総計画の令和11年の行政人口に、令和31年の行政人口と計画人口の比率を乗じて算出する。各処理分区の計画人口は、第18回事業計画変更における合計計画人口に対する各処理分区の割合を用いて算出する。なお、青梅藤橋処理分区に含まれる今井土地区画整理事業区域の計画人口は見込まない。

表3-1 全体計画及び事業計画夜間人口

処理分区名	全体計画			事業計画		
	処理面積 (ha)	人口密度 (人/ha)	計画人口 (人)	処理面積 (ha)	人口密度 (人/ha)	計画人口 (人)
青梅第1-1	76	27.37	2,080	75.91	36.75	2,790
青梅第1-2	23	20.87	480	22.28	29.17	650
青梅第1-3	161	37.27	6,000	160.55	50.08	8,040
青梅第1-4	59	57.12	3,370	59.43	76.06	4,520
青梅第1-5	81	61.48	4,980	81.20	82.27	6,680
青梅第1-6	12	60.83	730	12.12	80.03	970
青梅第二	166	44.94	7,460	166.22	60.22	10,010
青梅第三	534	37.75	20,160	534.23	50.61	27,040
青梅西武蔵台第一	356	51.24	18,240	355.44	68.84	24,470
青梅藤橋	1,038	26.36	27,360	889.71	41.27	36,720
瑞穂第一	87	24.6	2,140	68.27	42.04	2,870
瑞穂第三	25	-	0	0.00	-	0
青梅御岳	4	27.5	110	3.90	38.46	150
合計	2,622		93,110	2,429.26		124,910

表3-2 全体計画及び事業計画昼間就業人口

処理分区名	全体計画			事業計画		
	処理面積 (ha)	人口密度 (人/ha)	計画人口 (人)	処理面積 (ha)	人口密度 (人/ha)	計画人口 (人)
青梅第1-1	76	18.82	1,430	75.91	23.45	1,780
青梅第1-2	23	4.35	100	22.28	5.83	130
青梅第1-3	161	14.91	2,400	160.55	18.62	2,990
青梅第1-4	59	33.9	2,000	59.43	41.9	2,490
青梅第1-5	81	27.28	2,210	81.20	33.87	2,750
青梅第1-6	12	15.83	190	12.12	19.8	240
青梅第二	166	22.35	3,710	166.22	27.85	4,630
青梅第三	534	18.37	9,810	534.23	22.89	12,230
青梅西武蔵台第一	356	20.73	7,380	355.44	25.86	9,190
青梅藤橋	1,038	8.04	8,350	889.71	11.69	10,400
瑞穂第一	87	16.55	1,440	68.27	26.22	1,790
瑞穂第三	25	-	0	0.00	-	0
青梅御岳	4	7.5	30	3.90	7.69	30
合計	2,622		39,050	2,429.26		48,650

3-2一人一日当たりの汚水の量及びその推定の根拠

流総計画の値を採用する。

表3-3 一人一日当たり汚水量

単位: ℓ /人・日

項 目	日 平 均	日 最 大	時間最大
1人1日当り汚水量(夜間)	220	220×1.56	220×2.34
1人1日当り汚水量(昼間就業)	150	150×1.56	150×2.34

(注) 日平均: 日最大: 時間最大 = 1.0: 1.56: 2.34

3-3家庭下水、工場排水、地下水等の量及びこれらの推定の根拠

(1)家庭下水

計画人口に一人一日当たり汚水量を乗じて算出する。

表3-4 生活汚水量

単位: m^3 /日

全 体 計 画			事 業 計 画		
日 平 均	日 最 大	時間最大	日 平 均	日 最 大	時間最大
20,480	31,900	47,950	27,480	42,950	64,360

表3-5 都市活動汚水量

単位: m^3 /日

全 体 計 画			事 業 計 画		
日 平 均	日 最 大	時間最大	日 平 均	日 最 大	時間最大
5,860	9,140	13,710	7,300	11,450	17,090

(2)工場排水

流総計画の値を採用する。

表3-6 工場排水量

単位: m^3 /日

全 体 計 画			事 業 計 画		
日 平 均	日 最 大	時間最大	日 平 均	日 最 大	時間最大
2,300	3,590	7,170	2,300	3,590	7,170

(3)地下水

流総計画に準じ、日最大汚水量の10%を見込み、時間変動はないものとする。

3-4処理分区別計画汚水量

(1)家庭下水

処理分区別計画人口に一人一日当り汚水量を乗じて算出する。

(2)工場排水

工場排水については、流総計画の値を採用する。

工場排水の配分は、工場の立地や用途地域を考慮し配分する。なお、工場排水の変動率は（日最大／日平均）1.56とし、（時間最大／日平均）は3.12とする。

表3-7 工場計画排水量

処理分区名	計画排水量（m ³ /日）			備考
	日平均	日最大	時間最大	
青梅第二	20	30	60	
青梅第三	20	30	60	
青梅西武蔵台第一	290	450	900	
青梅藤橋	1,960	3,060	6,120	
瑞穂第一	10	20	30	
計	2,300	3,590	7,170	

表3-8 処理分区別計画汚水量（全体計画）

単位：m³/日

処理分区名	計画人口(人)		日平均汚水量						日最大汚水量						時間最大汚水量					
	夜間	昼間	生活 汚水量	都市活動 汚水量	工場 排水量	地下 水量	合計	生活 汚水量	都市活動 汚水量	工場 排水量	地下 水量	合計	生活 汚水量	都市活動 汚水量	工場 排水量	地下 水量	合計			
青梅第1-1	2,080	1,430	460	210	0	100	770	710	330	0	100	1,140	1,070	500	0	100	1,670			
青梅第1-2	480	100	110	20	0	20	150	160	20	0	20	200	250	40	0	20	310			
青梅第1-3	6,000	2,400	1,320	360	0	260	1,940	2,060	560	0	260	2,880	3,090	840	0	260	4,190			
青梅第1-4	3,370	2,000	740	300	0	160	1,200	1,160	470	0	160	1,790	1,740	700	0	160	2,600			
青梅第1-5	4,980	2,210	1,100	330	0	220	1,650	1,710	520	0	220	2,450	2,560	780	0	220	3,560			
青梅第1-6	730	190	160	30	0	30	220	250	40	0	30	320	380	70	0	30	480			
青梅第二	7,460	3,710	1,640	560	20	350	2,570	2,560	870	30	350	3,810	3,840	1,300	60	350	5,550			
青梅第三	20,160	9,810	4,440	1,470	20	920	6,850	6,900	2,300	30	920	10,150	10,380	3,440	60	920	14,800			
青梅西武蔵台第一	18,240	7,380	4,010	1,110	290	840	6,250	6,250	1,730	450	840	9,270	9,390	2,590	900	840	13,720			
青梅藤橋	27,360	8,350	6,010	1,250	1,960	1,450	10,670	9,370	1,950	3,060	1,450	15,830	14,090	2,930	6,120	1,450	24,590			
瑞穂第一	2,140	1,440	470	220	10	110	810	730	340	20	110	1,200	1,100	510	30	110	1,750			
瑞穂第三	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
青梅御岳	110	30	20	0	0	10	30	40	10	0	10	60	60	10	0	10	80			
合計	93,110	39,050	20,480	5,860	2,300	4,470	33,110	31,900	9,140	3,590	4,470	49,100	47,950	13,710	7,170	4,470	73,300			

※計算は端数処理した。

表3-9 処理分区別計画汚水量（事業計画）

単位：m³/日

処理区分名	計画人口(人)		日平均汚水量					日最大汚水量					時間最大汚水量				
	夜間	昼間	生活汚水量	都市活動汚水量	工場排水量	地下水量	合計	生活汚水量	都市活動汚水量	工場排水量	地下水量	合計	生活汚水量	都市活動汚水量	工場排水量	地下水量	合計
青梅第1-1	2,790	1,780	610	270	0	140	1,020	970	420	0	140	1,530	1,440	620	0	140	2,200
青梅第1-2	650	130	140	20	0	30	190	220	30	0	30	280	330	50	0	30	410
青梅第1-3	8,040	2,990	1,770	450	0	350	2,570	2,770	700	0	350	3,820	4,140	1,050	0	350	5,540
青梅第1-4	4,520	2,490	990	370	0	210	1,570	1,550	580	0	210	2,340	2,330	870	0	210	3,410
青梅第1-5	6,680	2,750	1,470	410	0	290	2,170	2,300	640	0	290	3,230	3,440	970	0	290	4,700
青梅第1-6	970	240	210	40	0	40	290	330	60	0	40	430	500	80	0	40	620
青梅第二	10,010	4,630	2,200	690	20	450	3,360	3,440	1,080	30	450	5,000	5,160	1,630	60	450	7,300
青梅第三	27,040	12,230	5,960	1,830	20	1,220	9,030	9,290	2,880	30	1,220	13,420	13,930	4,290	60	1,220	19,500
青梅西武蔵台第一	24,470	9,190	5,380	1,380	290	1,100	8,150	8,410	2,160	450	1,100	12,120	12,610	3,230	900	1,100	17,840
青梅藤橋	36,720	10,400	8,090	1,560	1,960	1,800	13,520	12,630	2,470	3,060	1,800	20,090	18,920	3,660	6,120	1,800	30,700
瑞穂第一	2,870	1,790	630	270	10	140	1,050	990	420	20	140	1,570	1,480	630	30	140	2,280
瑞穂第三	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青梅御岳	150	30	30	10	0	10	50	50	10	0	10	70	80	10	0	10	100
合計	124,910	48,650	27,480	7,300	2,300	5,780	42,970	42,950	11,450	3,590	5,780	63,900	64,360	17,090	7,170	5,780	94,600

※計算は端数処理した。

※「青文字」…流域下水道の事業計画においては、流総計画と整合を図るため、各市町村の水量比率に応じて補正値を加算している。

本計画においてもこれを踏襲し、流域下水道で設定した補正値（日平均110m³/日、日最大130m³/日、時間最大200m³/日）を加えた。

3-5降雨量（降雨強度式を含む。）及びその決定の理由（主要な浸水被害の状況を含む。）

(1)雨水流出量

雨水流出量は、流域下水道計画に準じ、合理式により算出する。

$$Q = \frac{1}{360} C \cdot I \cdot A \quad (\text{合理式}) \quad (\text{採用})$$

Q : 最大計画雨水流出量 (m^3/s)

C : 流出係数

I : 流達時間 (t) 内の降雨強度 (mm/hr)

A : 排水面積 (ha)

(2)降雨強度式

流域下水道計画に準じ、以下の式を採用し、1時間当たり 50mm 降雨強度を目標とする。

$$I = \frac{5,000}{t + 40}$$

I : 降雨強度 (mm/hr)

t : 流達時間 (min)

3-6流出係数及びその決定の理由

流出係数は、用途地域別流出係数を設定し、各排水区を構成する用途地域別面積との加重平均により設定する。

$$C = \sum (C_i \times A_i) / \sum A_i$$

C ：排水区別流出係数

C_i ：用途地域別流出係数

A_i ：用途地域別面積

ただし、多摩川第1-1、1-2、2、3排水区の排水区別流出係数は、流域下水道計画の流出係数0.60を採用する。

(1) 用途地域別流出係数

用途地域別流出係数は、表3-10に示す用途地域毎に市街化が熟成している箇所をモデル地区として抽出する。モデル地区を構成する工種別面積の測定を行い、表3-11に示す工種別基礎流出係数との加重平均によって設定する。

表3-10 流出係数モデル地区

用途種別	抽出箇所	用途種別	抽出箇所
第一種住居専用地域	新町クリニック付近	商業地域	青梅駅付近
第二種住居専用地域	霞台第一住宅付近	準工業地域	ちがせ保育園付近
住居地域	早道公園付近	工業地域	アジアエレクトロニクス付近
近隣商業地域	青梅市役所付近	工業専用地域	東京海道病院付近

表3-11 工種別基礎流出係数

工種	流出係数	工種	流出係数
屋根	0.85～0.95	間地	0.10～0.30
道路	0.80～0.90	芝・樹林の多い公園	0.05～0.25
その他不透面	0.75～0.85	こう配のゆるい山地	0.20～0.40
水面	1.00	こう配の急な山地	0.40～0.60

(出典：下水道施設計画・設計指針と解説)

工種別流出係数を基に設定した用途地域別流出係数算定表を表3-12に示す。

表3-12 用途地域別流出係数算定表

用途種別名		工種別面積および加重値							流出係数		
		屋根	道路	その他の不透面	水面	間地	芝・樹木の多い公園	合計	計算値	採用値	
工種別基礎流出係数	最小値	0.85	0.80	0.75	1.00	0.10	0.05	-	-	-	
	最大値	0.95	0.90	0.85	-	0.30	0.25	-	-	-	
第一種住居専用地域	面積(ha)	1,617	1,286	0,787	0,000	4,833	0,224	8,747	-	-	
	加重値	1,37	1,03	0,59	0,00	0,48	0,01	3,48	0,40	0,48	
	中間値	1,46	1,10	0,63	0,00	0,97	0,04	4,20	0,48	0,48	≒0.50
	最大値	1,54	1,16	0,67	0,00	1,45	0,06	4,88	0,56	0,56	
第二種住居専用地域	面積(ha)	6,592	7,444	3,743	0,000	14,269	0,000	32,048	-	-	
	加重値	5,60	5,96	2,81	0,00	1,43	0,00	15,80	0,49	0,57	
	中間値	5,93	6,33	3,00	0,00	2,86	0,00	18,12	0,57	0,57	≒0.60
	最大値	6,26	6,70	3,18	0,00	4,28	0,00	20,42	0,64	0,64	
住居地域	面積(ha)	2,350	1,896	1,555	0,000	4,896	0,000	10,697	-	-	
	加重値	2,00	1,52	1,17	0,00	0,49	0,00	5,18	0,48	0,56	
	中間値	2,12	1,62	1,25	0,00	0,98	0,00	5,97	0,56	0,63	≒0.60
	最大値	2,23	1,71	1,32	0,00	1,47	0,00	6,73	0,63	0,63	
近隣商業	面積(ha)	1,867	1,630	2,014	0,000	1,604	0,000	7,115	-	-	
	加重値	1,59	1,30	1,51	0,00	0,16	0,00	4,56	0,64	0,70	
	中間値	1,68	1,39	1,61	0,00	0,32	0,00	5,00	0,70	0,76	≒0.70
	最大値	1,77	1,47	1,71	0,00	0,48	0,00	5,43	0,76	0,76	
商業地域	面積(ha)	4,140	2,041	1,282	0,000	2,424	0,000	9,887	-	-	
	加重値	3,52	1,63	0,96	0,00	0,24	0,00	6,35	0,64	0,71	
	中間値	3,73	1,74	1,03	0,00	0,49	0,00	6,99	0,71	0,77	≒0.75
	最大値	3,93	1,84	1,09	0,00	0,73	0,00	7,59	0,77	0,77	
準工業地域	面積(ha)	3,130	1,703	3,015	0,000	8,945	2,140	18,933	-	-	
	加重値	2,66	1,36	2,26	0,00	0,89	0,11	7,28	0,38	0,46	
	中間値	2,82	1,45	2,41	0,00	1,79	0,33	8,80	0,46	0,54	≒0.50
	最大値	2,97	1,53	2,56	0,00	2,68	0,54	10,28	0,54	0,54	
工業地域	面積(ha)	3,240	6,054	5,700	0,000	6,378	4,628	26,000	-	-	
	加重値	2,75	4,84	4,28	0,00	0,64	0,23	12,74	0,49	0,56	
	中間値	2,92	5,15	4,57	0,00	1,28	0,70	14,62	0,56	0,63	≒0.60
	最大値	3,08	5,45	4,85	0,00	1,91	1,16	16,45	0,63	0,63	
工業専用地域	面積(ha)	14,782	4,397	22,955	0,000	7,070	0,000	49,204	-	-	
	加重値	12,56	3,52	17,22	0,00	0,71	0,00	34,01	0,69	0,75	
	中間値	13,30	3,74	18,37	0,00	1,42	0,00	36,83	0,75	0,81	≒0.75
	最大値	14,04	3,96	19,51	0,00	2,12	0,00	39,63	0,81	0,81	

用途種別毎にモデル地区を設定し、工種別面積および工種別基礎流出係数を基に用途地域別流出係数を算定

表 3-12 の用途地域別流出係数は、旧用途で算定されているため、平均建ぺい率により、新用途へ変換する。

表 3-13 に用途地域別流出係数を示す。

表3-13 用途地域別流出係数

旧用途種別			新用途種別		
用途種別	平均建ぺい率(%)	流出係数	用途種別	平均建ぺい率(%)	流出係数
第一種住居専用地域	40	0.50	第一種低層住居専用地域	40	0.50
			第二種低層住居専用地域	50	0.55
第二種住居専用地域	60	0.60	第一種中高層住居専用地域	60	0.60
			第二種中高層住居専用地域	60	0.60
住居地域	60	0.60	第一種住居地域	60	0.60
			第二種住居地域	60	0.60
近隣商業地域	80	0.70	近隣商業地域	80	0.70
商業地域	80	0.75	商業地域	80	0.75
準工業地域	60	0.50	準工業地域	60	0.50
工業地域	60	0.60	工業地域	60	0.60
工業専用地域	60	0.75	工業専用地域	60	0.75
市街化調整区域 (未指定)	—	0.30	市街化調整区域 (未指定)	—	0.30

表 3-14 に排水区別用途地域面積を示す。

表 3-15 に排水区別流出係数算出表を示す。

表3-14 排水区域別用途地域面積

単位：ha

用途地域 排水区域名	第一種低層 住居専用	第二種低層 住居専用	第一種中高層 住居専用	第二種中高層 住居専用	第一種 住居	第二種 住居	近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用	調整区域 未指定	合計
多摩川北岸第三 排水区	0.00	0.00	0.00	16.71	9.84	56.66	1.23	31.45	2.64	60.48	0.00	0.00	179.01
多摩川第1-1 排水区	0.91	0.00	108.75	28.36	9.49	8.46	28.01	8.25	2.50	0.00	0.00	0.00	194.73
多摩川第1-2 排水区	18.74	0.00	51.11	5.10	15.07	3.92	6.59	0.15	0.31	0.06	1.64	0.00	102.69
多摩川第2 排水区	29.74	0.00	75.86	0.00	5.26	4.32	6.03	0.00	2.45	25.28	39.52	0.00	188.46
多摩川第3 排水区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.34	0.00	15.34

表3-15 排水区域別流出係数算出表

単位：上段ha（用途地域別面積）
下段（用途地域面積×用途地域別流出係数）

用途種別 排水区名	第一種低層 住居専用	第二種低層 住居専用	第一種中高層 住居専用	第二種中高層 住居専用	第一種 住居	第二種 住居	近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用	調整区域 未指定	合計	流出係数	
														計算値	採用値
多摩川北岸第三 排水区	0.00	0.00	16.71	9.84	56.66	1.23	31.45	2.64	60.48	0.00	0.00	0.00	179.01		
	0.00	0.00	10.03	5.90	34.00	0.74	22.02	1.98	30.24	0.00	0.00	0.00	104.91	0.59	0.60
多摩川第1-1， 1-2，2-3排水分	「多摩川流域下水道（多摩川上流排水区）事業計画」にしたがい、流出係数は0.60とする。													-	0.60

3-7 主要な管渠の流量計算及びポンプ場の容量計算

主要な管渠の流量計算書及びポンプ場の容量計算は変更なしのため添付を省略する。

4 青梅市公共下水道（多摩川流域下水道多摩川上流処理区関連）から流域下水道に流入する下水の予定水質並びにその推定の根拠

4-1 一般家庭下水の予定水質、汚濁負荷量及びその推定の根拠

一般家庭下水の予定水質は、流総計画より $BOD = 170\text{mg}/\ell$ とする。

4-2 工場排水の取扱い方針及び受け入れ工場排水の予定水質及び汚濁負荷量並びにその推定の根拠

予定水質は、流総計画より $BOD = 170\text{mg}/\ell$ とする。

4-3 除害施設設置基準及びその決定の根拠

本市では、昭和 48 年 1 月 10 日に下水道条例を制定し、除害施設等の設置基準を定めており、下水道法第 12 条及び同法施行令第 9 条に該当する下水を公共下水道に排除するものに対しては、除害施設の設置・水質の監視を強化し、公共下水道の維持管理の適正化を図るものである。

4-4 処理の対象外とする工場及び対象外とする理由

本事業計画区域内には、処理の対象外とする工場はない。

5下水の放流先の状況

本市の汚水は、多摩川流域下水道多摩川上流幹線、羽村幹線、残堀川幹線及び瑞穂町公共下水道へ流入（残堀川幹線へ流入）し、多摩川上流水再生センター（昭島市）で処理した後、多摩川へ放流する。

5-1下水の放流先の平水位及び低水位、低水量の現状及び将来の見通し並びに名称

変更なし。

5-2下水の放流先の現状水質及び測定時の流量並びに水質環境基準の類型

多摩川に指定を受けた水質環境基準の類型は、表 5-1 に示すとおりである。

表5-1 多摩川の環境基準

名 称	水 域	該当類型	達成期間	摘 要
多摩川水域	多摩川上流（1） （和田橋より上流）	AA	イ	
	多摩川上流（2） （和田橋～拝島橋）	A	ハ	
	多摩川中流 （拝島橋より下流）	B	イ	

該当類型：公共用水域の水質汚濁に係る環境基準等（東京都環境局）

達成期間：「イ」は直ちに達成

「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は5年を越える期間で可及的速やかに達成

6毎会計年度の工事費（維持管理に要する費用を含む。）の予定額及びその
 の予定財源

6-1 事業費総括表

上段：変更前

下段：変更後

(単位：千円)

費 目	管 渠			ポ ン プ 場	処 理 場	計
	汚 水	雨 水	小 計			
事 業 費						
工 事 費	59,283,433		71,935,939	13,494,055	5,312,117	90,742,111
	60,130,622	12,652,506	72,783,128	14,307,120	6,114,581	93,204,829
本 工 事 費	38,597,407		41,009,321	10,526,810		51,536,131
	39,448,175	2,411,914	41,860,089	11,339,816		53,199,905
付 帯 工 事 費	698,625		698,625	83,621		782,246
そ の 他	19,987,401		30,227,993	2,883,624	5,312,117	38,423,734
	19,983,822	10,240,592	30,224,414	2,883,683	6,114,581	39,222,678
用地及び補償費	919,117		1,036,202			2,430,524
	952,285	117,085	1,069,370	1,394,322		2,463,692
事 務 費	3,549,482		4,092,537	1,100,491		5,193,028
	3,801,725	543,055	4,344,780	1,133,191		5,477,971
計	63,752,032		77,064,678	15,988,868	5,312,117	98,365,663
	64,884,632	13,312,646	78,197,278	16,834,633	6,114,581	101,146,492

6-2下水道事業に関する財政計画書

イ 経費の部

上段：変更前
下段：変更後
(単位：千円)

年次	イ. 経 費 の 部								合 計
	建 設 改 良 費				起債元利 償還費	維持管理費	そ の 他		
	管 渠	ポンプ場	処 理 場	計				うち用地費	
令和7年度 まで	77,064,678	15,988,868	5,312,117	98,365,663	109,438,880	44,859,779			249,490,625
	76,883,761	16,214,616	5,310,268	98,408,645	109,440,389	44,890,900		0	252,739,934
令和8年度	—	—	—	—	—	—			—
	331,563	56,863	83,376	471,802	859,502	1,512,230		0	2,843,534
令和9年度	—	—	—	—	—	—			—
	313,346	133,381	310,195	756,922	821,251	1,514,208		0	3,092,381
令和10年度	—	—	—	—	—	—			—
	285,381	250,646	244,046	780,073	803,822	1,561,751		0	3,145,646
令和11年度	—	—	—	—	—	—			—
	383,227	179,127	166,696	729,050	803,267	1,553,385		0	3,085,702
合 計	77,064,678	15,988,868	5,312,117	98,365,663	109,438,880	44,859,779			252,664,322
	78,197,278	16,834,633	6,114,581	101,146,492	112,728,231	51,032,474		0	264,907,197

口 財源の部

上段：変更前
下段：変更後
(単位：千円)

年次	口、財源の部											合 計	
	建設改良費					維持管理費及び起債元利償還費							
	国	費	起	債	他会計繰入金	受益者負担金	その他	計	下水道使用料	他会計繰入金	その他		計
令和7年度 まで	9,989,730		66,855,544		17,838,003	2,462,150	1,220,236	98,365,663	72,601,043	81,642,937		154,298,659	252,664,322
	9,990,284		66,918,944		17,809,939	2,464,583	1,224,895	98,408,645	72,653,651	81,622,959	54,679	154,331,289	252,739,934
令和8年度	—	20,900	—	290,300	—	—	—	—	—	—	—	—	—
					154,000	5,557	1,045	471,802	1,983,380	388,352		2,371,732	2,843,534
令和9年度	—	83,600	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			282,400		381,185	5,557	4,180	756,922	1,979,844	355,615		2,335,459	3,092,381
令和10年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	137,500		314,600		315,541	5,557	6,875	780,073	1,976,220	389,353		2,365,573	3,145,646
令和11年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	110,000		362,600		245,393	5,557	5,500	729,050	2,080,133	276,519		2,356,652	3,085,702
合 計	9,989,730		66,855,544		17,838,003	2,462,150	1,220,236	98,365,663	72,601,043	81,642,937		154,298,659	252,664,322
	10,342,284		68,168,844		18,906,058	2,486,811	1,242,495	101,146,492	80,673,228	83,032,798	54,679	163,760,705	264,907,197
接続率： 99.3% (令和8年度：初年度) → 99.4% (令和11年度：最終年度)													
講じる対策：													
供用開始後3年未満の未水洗世帯に対し、啓発通知を送付するなど、重点的に早期接続を呼びかけていく。													
また、供用開始後3年経過した区域に居住する未水洗世帯に対し、戸別に水洗化を勧奨し、下水道接続の理解を求めていく。													
有収率： 89.2% (令和8年度：初年度) → 89.2% (令和11年度：最終年度)													
講じる対策：													
テレビカメラによる管きよ内監視等を強化し、管きよ破損等による地下水流入を防止する。													
中継ポンプ施設における降雨時等の流入量調査を行い、極端に増加する地域等を追跡し、不明水流入の根本原因を追究する。													
その他講じる対策													
下水道使用料について公費負担のあり方にもとづき、原価計算、事務事業の収支等により適切な水準を確保できるよう毎年検証していく。													

説明

接続率：R8年度当初（R7年度末）、R11年度末ともに、青梅市下水道事業経営戦略にて推計している水洗化人口から算出した。

有収率：R8年度、R11年度ともに、青梅市下水道事業経営戦略にて設定している値とした。（計画汚水量を定めるときに見込んだ地下水量（不明水量）は、日最大汚水量の10%としている）

6-3財源に関する考え方

汚水排除施設の建設費は、国費、都費、起債、市費及び受益者負担金を財源とし、雨水排除施設の建設費は、国費、起債及び市費を財源とする。

維持管理費は、下水道使用料及びその他の一般財源を財源とする。

7その他の書類

7-1青梅市公共下水道（多摩川流域下水道多摩川上流処理区関連）の設置、その管理に関する条例またはその案

別冊「青梅市下水道条例」のとおり。

7-2施設の設置に関する方針

(様式1)

主要な 施策	整備水準				事業の重点化・ 効率化の方針	中期目標を 達成するための 主要な事業	備考	
	指標等	現在 (令和7 年度末)	中期目標 (令和11 年度末)	長期 目標				
汚水 処理	下水道 処理人口 普及率	99%	100%	100%	・市総合長期計画および市下水道事業 経営戦略にもとづき、水洗化率の向上 にむけ、汚水事業計画区域における下 水道整備概成を目指す。	・未水洗化世帯へ の啓発通知および 戸別訪問	・維持管理情報の電 子化を図り、その情 報を蓄積・活用する ことでマネジメント サイクルを確立す る。	
	管路施設 (管渠)	緊急度Ⅰ、Ⅱの延 長 (令和6年度の 時点:3,600m のうち)	900m	0m	0m	・青梅市下水道ストックマネジメント 計画にもとづく、計画的な点検・調査 を行うとともに、修繕・改築事業を適 切に実施することで、既存施設を有効 活用し、LCCの縮減や平準化を図る。		・今井土地区画整 理事業(組合施 行)
	管路施設 (マンホール蓋)	緊急度Ⅰのマン ホール蓋の箇所数 (令和6年度の 時点:500箇所 のうち)	500箇所	0箇所	0箇所	・人口減少等の社会情勢の変化を踏ま え、汚水中継ポンプ場の施設規模の適 正化や機能の簡素化を図った上で、老 朽化対策を実施する。		・管渠改築更新工 事
	ポンプ場	「中分類相当」の 健全度2以下の施 設数 (令和7年度の 時点:18施設 のうち)	18施設	18施設	0施設	・施設の維持管理や更新を効率的・効 果的に実施するため、民間の技術やノ ウハウを活用したウォーターPPPの導入 を検討する。		・マンホール蓋取 替工事
浸水 対策	降雨に対 する整備 が完了し た面積の 割合	整備目標 50mm/hr	49% (269ha)	49% (269ha)	100% (540ha)	・浸水被害想定を踏まえ、優先的に整 備が必要な地域において実施してい く。	—	
耐水化	水害時に おける機 能確保率	ポンプ場 (汚水) 揚水機能が確保さ れた施設数 ポンプ場:20施設	100% (20)	—	—	・洪水浸水想定により、ポンプ場への 浸水は確認されなかったが、老朽化対 策に合わせ、地盤面より50cmに対す る浸水被害の対策を検討する。	—	
耐震化	災害時における 機能確保率	主要な管渠 (令和6年度の 時点:1,700m のうち)	0% (1,700m)	35% (1100m)	100% (0m)	・優先的に避難所など重要施設の排水 系統の下水道施設の耐震化を図ること で、災害時に必要な下水道機能の確保 を進める。	・凱旋橋水管橋耐 震化工事 ・明治橋水管橋耐 震化工事 ・北部汚水中継ポ ンプ場圧送管耐震 化工事	
		ポンプ場 (令和6年度の 時点:20施設 のうち)	20% (4)	20% (4)	100% (20)	・老朽化対策と調整を図るとともに、 優先的に避難所など重要施設が流入区 域にある汚水中継ポンプ場の耐震化を 図ることで、災害時に必要な下水道機 能の確保を進める。	—	

7-3施設の機能の維持に関する方針

(様式2)

α) 主要な施設に係る主な措置

i) 劣化・損傷を把握するための点検・調査の計画

主要な施設	点検・調査の計画
管渠施設	目視点検を5年に1回以上の頻度で実施する。 スクリーニング調査（污水幹線）を10年に1回の頻度で実施する。 スクリーニング調査（污水枝線）を30年に1回の頻度で実施する。 スクリーニング調査（雨水幹線・枝線）を15年に1回の頻度で実施する。
污水ポンプ施設 （ポンプ本体）	1回/年で目視・簡易点検を実施する。 5年に1回の頻度で調査を実施する。

ii) 診断結果を踏まえた修繕・改築の判断基準

主要な施設	修繕・改築の判断基準
管渠施設	緊急度Ⅰ、Ⅱのものを修繕・改築対象とする。
污水ポンプ施設 （ポンプ本体）	健全度2以下のものを改築とする。

iii) 改築事業の概要（令和8～11年度）

主要な施設	改築事業の概要
管渠施設	令和8～11年度：2.5km
污水ポンプ施設	

β) 施設の長期的な改築の需要見通し

改築の需要見通し （年当たりの概ねの事業規模の試算）	試算の対象時期	試算の前提条件
年当たり概ね6.0億円	概ね50年後	【管渠施設】緊急度Ⅰ・Ⅱを対象に判定基準に基づき改築。 【污水ポンプ施設】標準耐用年数を考慮し、リスクが大きくなる前に健全度2以下を改築。 【マンホールポンプ】目標耐用年数を考慮し改築。